

発議案第7号

「骨格提言」を尊重した障害者総合福祉法の制定を求める意見書について

上記の発議案を別紙のとおり地方自治法第99条及び会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成24年3月6日

八千代市議会

議長 江野澤 隆 之 様

提出者	八千代市議会議員	小 林 恵美子	Ⓔ
賛成者	八千代市議会議員	原 弘 志	Ⓔ
	同	秋 葉 就 一	Ⓔ
	同	橋 本 淳	Ⓔ
	同	皆 川 知 子	Ⓔ
	同	奥 山 智	Ⓔ
	同	堀 口 明 子	Ⓔ

提案理由

国に対し、確実に実効的な障害者総合福祉法の制定を強く求める。

これが、本案を提出する理由である。

「骨格提言」を尊重した障害者総合福祉法の制定を求める意見書

政府の障がい者制度改革推進会議総合福祉部会は昨年8月、「障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言」を取りまとめ、10月には東京都内で1万人の障がい者や関係者らが立場の違いを超えて集まり、「骨格提言」を踏まえた新法の実現を確認し合ったところである。政府は、これらにこたえて本年の通常国会に新法案を提出し、確実に制定することが求められている。

「骨格提言」は、国連の障害者権利条約と障害者自立支援法違憲訴訟の和解の際の基本合意がベースとなっており、「障害のない市民との平等と公平」「すべての障害者を対象とした施策の充実」「安定した予算の確保」などの実現を目指すものである。これまでの障害者自立支援法にかわる真の障害者総合福祉法の制定が、障がい者や関係者の切実な願いなのである。日本弁護士連合会も「障害者自立支援法を確実に廃止し、障がいのある当事者の意見を最大限尊重し、その権利を保障する総合的な福祉法の制定を求める決議」を採択し、連帯を表明するなど運動は大きな流れとなっている。

よって、本市議会は国に対し、下記のような確実に実効的な障害者総合福祉法を制定するよう強く求めるものである。

記

1. 障害者総合福祉法（仮称）制定に当たっては、障がい者制度改革推進会議総合福祉部会が取りまとめた「障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言」を最大限尊重し、反映させること。
2. 障害者総合福祉法（仮称）の施行に当たっては、制度を円滑に進めるための地方自治体の財源確保について十分に配慮すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年3月22日

八千代市議会

提出先

内閣総理大臣様

厚生労働大臣様